

# 緊急事態宣言解除 緊心争能宣言解除

## 新型コロナウイルスを巡る経過

2019年 12月30日	▶中国武漢市の衛生当局が原因不明の肺炎患者確認と通知
20年 1月9日	▶中国で患者から新型コロナウイルス確認と報道
16日	▶国内初の感染者
30日	▶世界保健機関(WHO)が緊急事態宣言
2月3日	▶横浜に到着したクルーズ船の検疫開始。その後、乗船者の集団感染が判明
13日	▶国内初の死者
3月4日	▶クルーズ船乗船者らを含めた国内の感染者が1000人超に
11日	▶WHOが「パンデミック(世界的大流行)」と表明
4月5日	▶国内の死者が100人超に
7日	▶安倍晋三首相が7都府県を対象に緊急事態宣言
16日	▶緊急事態宣言の対象を全国に拡大。国内の感染者が1万人超に
5月2日	▶国内の死者が500人超に
4日	▶緊急事態宣言の5月31日までの延長決定
14日	▶首相が特定警戒都道府県の5県と、特定警戒以外の34県で緊急事態宣言の解除表明

# 新型コロナ 本県など39県 8都道府県は継続

安倍晋三首相は14日、新型コロナウイルス特別措置法に基づき47都道府県に発令した緊急事態宣言に關し、本県など39県で解除すると表明した。対象は、重点的な対策が必要な13の

「特定警戒都道府県」のうち茨城、石川、岐阜、愛知、福岡の5県と、特定警戒以外の34県全て。4月7日に7都府県に宣言を発令し、16日に全国に拡大して以降、解除は初めて。

解除後もクラスター(感染者集団)の発生を防ぐため、密集、密接、密閉の3密を避ける「新しい生活様式」の定着を呼び掛ける。感染防止を図りつつ、社会経済活動を徐々に再開する

新たな段階に移行する。特定警戒都道府県への移動は自粛を促し、全国から人が集まる大規模イベントは主催者に慎重な対応を求め、在宅勤務や時差出勤も引き続き働き掛ける方針だ。

新規感染者数や病床の空き具合、検査態勢などを踏まえ、総合的に判断した。北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫の8都道府県は緊急事態が続く。

解除地域の知事は、特措法45条に基づく強力な要請・指示の措置を講じることができなくなる。

首相は5月4日、緊急事態宣言を全国で31日まで延長すると表明。「14日をめどに専門家に状況を評価してもらいたい。可能と判断すれば期限を待たず解除したい」と述べていた。